

# 公立大学法人公立鳥取環境大学教育研究審議会規程

平成24年4月1日  
鳥取環境大学規程第5号

## (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学定款(以下「定款」という。)第19条第1項に規定する教育研究審議会(以下「教育研究審議会」という。)に関し、必要な事項を定める。

## (組織)

第2条 教育研究審議会は、定款第19条第2項に規定する者をもって構成し、同項第4号で規定する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 学部長
- (2) 研究科長
- (3) 人間形成教育センター長
- (4) サステイナビリティ研究所長
- (5) 地域イノベーション研究センター長

## (審議事項)

第3条 教育研究審議会は、定款第23条に掲げる事項のほか、学長が必要と認める事項を審議する。

## (招集)

第4条 教育研究審議会は、定款第21条第1項及び第2項の規定に基づき、学長が招集する。

## (議長)

第5条 教育研究審議会の議長は、定款第22条第1項の規定に基づき、学長をもって充てる。  
2 学長に事故があるときは、副学長がその職務を代理し、また副学長に事故があるときは、学長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (議決)

第6条 教育研究審議会は、定款第22条第3項及び第4項の規定に基づき、議事を決する。

## (委員以外の者の出席)

第7条 学長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を教育研究審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

## (議事録)

第8条 議長は、議事録を作成しなければならない。

## (事務)

第9条 教育研究審議会の事務は、総務課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、教育研究審議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第27号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。